改正後	改正前
（輸出事業用資産に関する事項の証明の申請） **第七条**　認定輸出事業者は、認定輸出事業計画に記載された輸出事業用資産（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条第一項に規定する輸出事業用資産又は同法第四十六条第一項に規定する輸出事業用資産をいう。以下この項において同じ。）を輸出事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後において、当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供した割合が、次の表の上欄に掲げる年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であることについて、農林水産大臣の証明を受けることができる。 （略） 2　（略）	（輸出事業用資産に関する事項の証明の申請） **第七条**　認定輸出事業者は、認定輸出事業計画に記載された輸出事業用資産（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十三条の二第一項に規定する輸出事業用資産若しくは同法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産又は所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二第一項に規定する輸出事業用資産若しくは同法第六十八条の三十四第一項に規定する輸出事業用資産をいう。以下この項において同じ。）を輸出事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後において、当該輸出事業用資産を輸出事業の用に供した割合が、次の表の上欄に掲げる年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合以上であることについて、農林水産大臣の証明を受けることができる。 （略） 2　（略）

附　則

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○経済産業省令第二十七号

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

経済産業大臣　齋藤　健

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

第十七条第二項及び第四項並びに第十八条第五項及び第九項中「令和六年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

様式第一から様式第二の二まで及び様式第四から様式第八の四まで中「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を加える。

様式第六から様式第六の三まで中「（施行規則」を「（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

様式第六から様式第六の三まで及び様式第七から様式第八の六まで中「（同法施行規則」を「（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）」に改める。

様式第六の四中「（法第12条」を「（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条」に「施行規則」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に改める。

様式第七から様式第七の四まで及び様式第八から様式第八の四まで中「施行規則第１条第12項第２号ホ」を「施行規則第１条第17項第２号ホ」に改める。

様式第七の五及び様式第八の五中「施行規則第１条第25項」を「施行規則第17条第４項」に改める。

様式第八の五及び様式第八の六中「前条第４項」を「施行規則第17条第４項」に改める。

様式第十一、様式第十四、様式第十五、様式第十七から様式第十七の三まで、様式第十九の二から様式第二十の六まで、様式第二十の九から様式第二十一の三まで、様式第二十六及び様式第二十七中「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」の下に「（以下「施行規則」という。）」を加える。

様式第十一、様式第十二、様式第十三から様式第十五まで及び様式第十七中「施行規則第１条第13項第２号ホ」を「施行規則第１条第17項第２号ホ」に改める。

様式第十一、様式第十七の二及び様式第十七の三中「法第12条第１項の認定に係る贈与」を「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「法」という。）第12条第１項の認定に係る贈与」に改める。